

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 20 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	「はぼろ温泉サンセットプラザ」のボイラーの更新による省エネルギー事業
排出削減事業者名	羽幌町
排出削減共同実施事業者名	公益財団法人北海道環境財団
その他関連事業者名	
事業実施場所	はぼろ温泉サンセットプラザ (北海道苫前郡羽幌町北 3 条 1 丁目 29 番地)
事業の概要	本事業は、A 重油からバイオマス燃料（廃食油）への燃料転換と、A 重油ボイラーの更新により、二酸化炭素排出量の削減を目指すものである。
排出削減量の計画	2012 年度：105tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 105tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2012 年 12 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2013年1月31日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：はぼろ温泉サンセットプラザ (北海道苫前郡羽幌町北3条1丁目29番地)</p>
追加性を有すること	<p>1) <b>法的義務がないこと</b>            本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) <b>設備が継続利用可能であること</b>            本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(A重油ボイラー)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) <b>投資回収年数</b>            排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で32.7年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) <b>追加性判断における定性要因</b>            本削減事業者の羽幌町では、「羽幌町役場地球温暖化対策実行計画」を策定し、省エネルギー化の推進、自然エネルギーの導入、クリーンエネルギー設備等の導入といった施策を検討、実行しているところである。今回の廃食油ボイラーへの更新も、低炭素社会の構築推進の一環として実施されており、本制度を活用することで、対外的にもアピールしていきたいとの意向があることを質問により確認した。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存の A 重油ボイラーからバイオマスボイラーに更新しているため、高効率化については不問であることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業によりバイオマスボイラーへの更新を行わなかった場合、既存の A 重油ボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、バイオマスボイラーにより生産した温水はすべて自家消費しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> <p>4) 本事業に使用するバイオマス燃料の輸送等に係るリーケージ排出量については、本削減事業の排出削減量の 5% 未満であることを、排出削減事業者への質問及び燃料供給事業者の情報等から確認している。</p>
----------------------------	---

#### 4. 特記事項

なし